

## 携帯電話の基地局整備の在り方について

平成25年10月22日  
福 島 県

### 1 現状 (H25.7.1 現在 原発避難の7町村を除く)

- (1) 携帯電話エリア内地域の状況
  - ・ 県全体の世帯カバー率 99.83% (人口普及率 84.5% (25年3月末現在))
  - ・ H24 条件不利地域全国平均割合 (99.83%) 以下の市町村数 20/52
  - ・ 県内でエリア整備が最も遅れている市町村 鮫川村 84.61%
- (2) 携帯電話エリア外地域の状況
  - ・ 通話不感地区数等 105 地区 1,176 世帯 3,180 人
  - ・ 通話不感地区の世帯数
    - ①1~10 世帯 : 73 地区 ②11~20 世帯 : 22 地区 ③21~30 世帯 : 5 地区
    - ④31~40 世帯 : 2 地区 ⑤41 世帯以上 : 3 地区

### 2 取組状況

- (1) 国庫補助事業の活用

平成22年度以降、市町村が整備を希望した67地区のうち、携帯電話事業者の参画が得られ国庫補助事業により事業化したのが30地区、事業者による自主整備が4地区のみである。

なお、今年度事業化は1地区(12地区要望)、来年度予定は2地区(21地区要望)に止まり、県内の光ファイバ網はほぼ整備されているにもかかわらず、条件不利地域での整備が進まない状況にある。(県内の光ファイバ利用可能世帯率 99.2% (25年3月末現在))
- (2) 参画協議における携帯電話事業者からの指摘事項
  - ア 要望地区の居住者人口や主要道路の交通量等から収支を試算しても採算が取れない見込みであり参画が困難である。
  - イ 要望地区は山間部に世帯が点在している地域のため地区内を全てエリア化するには基地局を複数設置する必要があり整備費及び維持管理費の負担が大きくなることから参画が困難である。

### 3 エリア化を要望する理由

- (1) 携帯電話は今や生活に密着した必需品であり、高度情報化社会における必要最低限の社会インフラとして、県民が等しく利活用できるよう利用環境を整備する必要がある。
- (2) 事故や災害発生時、防犯パトロール等の緊急時の連絡手段として必要である。(県をはじめ49自治体が緊急速報メール(エリアメール)を導入している。)
- (3) 地域資源を活用した都市部との交流を図るうえで交流拠点(観光地)における通話エリアの整備が必要である。

### 4 提言

- (1) 携帯電話は世帯カバー率100%を最優先目標に基地局整備を進めるべきではないか。
- (2) 交流拠点(観光地)や主要道路(トンネル、スノーシェッド、峠道を含む)でのエリア拡大をさらに推進すべきではないか。
- (3) 不採算地区への事業者の参入を促すには、基地局の整備及び維持管理に係る負担の軽減が必要であるため、ユニバーサル・サービス制度を適用すべきではないか。
- (4) 市町村の財政負担及び事務負担軽減のために、基地局整備の主体を事業者とする補助制度を導入すべきではないか。

### 5 携帯電話不感地帯における代替サービス

緊急輸送道路等へのWi-Fiスポットの整備(資料1)

## 原発事故による避難指示区域等における基地局整備の在り方について

### 1 原発事故による避難指示区域等の携帯電話エリア外地域の状況（資料2）

（世帯数、人口数はH22.7.1現在）

| 区域等        | 地区数 | 世帯数 | 人口数 | 内訳  |
|------------|-----|-----|-----|---|
| 帰還困難区域     | 13  | 102 | 274 | 大熊町：1地区 14世帯 25人<br>浪江町：11地区 83世帯 235人<br>葛尾村：1地区 5世帯 14人 |
| 居住制限区域     | 2   | 42  | 117 | 南相馬市：1地区 4世帯 7人<br>飯舘村：1地区 38世帯 110人                      |
| 避難指示解除準備区域 | 7   | 110 | 365 | 川内村：3地区 28世帯 50人<br>葛尾村：2地区 15世帯 35人<br>飯舘村：2地区 67世帯 280人 |
| 旧緊急時避難準備区域 | 6   | 30  | 64  | 広野町：1地区 10世帯 17人<br>川内村：5地区 20世帯 47人                      |
| 合計         | 28  | 284 | 820 |   |

### 2 エリア化を要望する理由

- (1) 震災以前からの携帯電話エリア外地域において、除染作業の進展につれ、作業員が多く集まる拠点のエリア化の要望が市町村等から出されている。
- (2) 携帯電話エリア化は住民、特に若者の帰還を促進するための重要なインフラ整備として必要である。

### 3 要望

国が定めた「避難解除等区域復興再生計画」に沿った対応を図るため、国には国庫補助率のかさ上げ等、特段の支援をお願いしたい。併せて、携帯電話事業者の協力をお願いしたい。

#### 【避難解除等区域復興再生計画から一部抜粋】

##### IV 避難地域の目指すべき復興の姿

##### 2. 避難指示区域の区域区分に応じた復興のあり方

|  |
|--|
| (1) 避難解除区域<br>②区域内の生活環境の整備<br>（短期的（避難指示解除後1～2年）な取組）<br>・ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送受信等の情報通信利用環境の整備。  |
| (2) 避難指示解除準備区域<br>①避難指示解除に向けた取組の方向<br>イ. 区域内の生活環境の回復<br>（避難指示解除までの主な取組）<br>・ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送受信等の情報通信利用環境の整備。  |
| (3) 居住制限区域<br>②将来の帰還に向けた区域内での取組<br>ア. 区域内の公共施設の回復<br>○将来の帰還に向け、住民の安全と利便性を確保するために必要な社会資本の復旧・整備を目指す。その際、ネットワークの強化の観点に配慮して進める。<br>○インフラ復旧・整備については、作業者の安全確保に十分配慮しつつ、電気・水道・通信など防災上不可欠な施設や基幹道路、廃棄物処理施設、下水道施設などについて、施設の復旧・整備を進めるとともに、市町村ごとの復興再生のためのプランに基づいた対応を実施。 |

##### V 分野別の取組

##### 2. 生活環境の復興・再生

##### ⑤通信・放送【講ずる施策】

○ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送受信等の情報通信利用環境を整備する。特に、携帯電話の不通話エリアの解消に早期に取り組む。

# 携帯電話不感地帯解消対策

H25.10.22  
福島県

事故・災害等の緊急時に迅速な連絡手段が必要

- ・異常気象時のパトロール
- ・緊急時の対応

【事故例】:バス転落事故(H17).トンネル内での車両自損事故(H17).法面崩落事故(H20)等(R288)

緊急輸送道路等における携帯電話不感地帯の解消を目指す

## 携帯電話基地局の設置

基地局設置により不感地帯の解消を図る。

(効果)

- 携帯電話が使用可能になり、ほぼ全ての道路利用者の双方向通信を確保できる。

(課題)

- 基地局設置には、伝送路と電気が必要。
- 県側の基地局設置事業に参画する携帯電話事業者が必要。(負担金、維持管理委託)
- 予算の確保



継続的に事業を進め全箇所を対策するには時間を要する。

早期改善に向けて

## Wi-Fiスポットの整備

Wi-Fiスポットの整備によりインターネット回線を利用した双方向通信を確保する。

(効果)

- 高機能携帯電話等でインターネット通信が可能になり、双方向通信を確保できる。
- 既存のインターネット回線(ライブカメラ等)を利用することで、早期整備が可能。

(課題)

- Wi-Fi対応の端末を持たない道路利用者にはメリットがない。



受益者は限定的だが、早期の改善が可能。  
H25に社会実験を通して効果等を検証する。



# 避難指示区域の概念図

平成25年8月8日時点

